

広島県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	三次市三次町一八八番一地先から 三次市三次町一三三四番二地先まで	平成二十二年四月八日
県道三次江津線	三次市三次町一九四四番一地先から 三次市三次町一九二二番六地先まで	平成二十二年四月八日